

中世市場についての一考察

田中正義

I

中世の市場組織の形態は、一般的に、かの Herbert Spencer のいわゆる 'periodic' なる性格を以て特徴づけられる¹⁾。その場合、Lipson は、イングランドにおける中世市場を、'fairs and markets' として、一括して扱っているのであるが²⁾、夫れに対していま、Salzman は、market ならびに fair を中世イングランドにおいてそれぞれ 'centre of trade' を形づくれるものとして個別に取り扱い、前者の market は、都市民 townsmen に対し小売業 retail trade の独占 monopoly を保証するに役立つ所の諸制限 restrictions を免れて——或いは相対的に免れて、商品の販売を為さんがために開催せられる、'a recurrent assembly' であると是れを定義し、後者の fair は、おなじく都市民 burgesses が日常的な都市の取引において強制する所の制限的な諸々の独占権 restrictive monopolies の殆ど総てを免れて、「自由」に、毎年一定期間、交易の行われる、一種の 'glorified market' であると是れを定義して、両者の相違は、いま、前者の market がその近隣 the neighbourhood より齎らされる生産物の交換のための中心であったのに対して、後者の fair はさる遠隔地 a distance より齎らされる・その意味で 'foreign' な商品の交換のための中心であった所に存する、となしている³⁾。

孰れにしても、中世イングランドの市場は、我々が今日ロンドンの Covent Garden Market あるいは Leadenhall Market において之を見るがごとき、いま、其処に於ては一定の種類の商品の小売りの販売者 retail sellers たる所の商人 traders が店舗又は売店 shops or stalls を設えて日々 every day 購買者 buyers の現われ来たるを待つ習慣のある所の——そのような特定の場所には非ざる、該の処へ商人 traders が多かれ少なかれ常習的に一定の時の間隔を置いて at more or less frequent regular intervals 指定された期日に on specified days 赴く所の習慣のある、そのような特定の場所であったことは、疑う余地の存しない所である⁴⁾。

即ち、fair, market は、共に、中世イングランドにおいては、"a periodical gathering of buyers and sellers, in a place and at a time ordained by charter or statute or by an-

1) Cf. Ephraim Lipson, *The Economic History of England*, Vol. I (London, 1915; 5th edn., 1929), p. 196.

2) Lipson, *ibid.*, pp. 196-237.

3) Louis F. Salzman, *English Trade in the Middle Ages* (Oxford, 1931), pp. 120, 142.

4) Cf. *The Encyclopædia Britannica* (33 vols.; 11th edn., New York, 1910-11), Vol. XVII, s. v. Market, p. 731.

cient custom”であったのであり⁵⁾、共に、一般的に “*periodic gatherings of buyers and sellers in an appointed place, subject to special regulation by law or custom*”であったのである⁶⁾。

かくして、一個の歴史的個体として我々がイングランド中世市場を観るとき、その特殊=歴史的なる個体的性格は、夫れがいま ‘fair’ と称ばるるものにもせよ、将又 ‘market’ と称ばるるものにもせよ、夫れらが一般的に定期的市場たるところに存している、とすることが出来る。その意味に於ては、‘fair and market’ はまた、‘fair or market’ として、即ち、‘fair’, ‘market’ の両語は取りも直さず synonym の関係に在る、と言い得るのである。そうして、このことは、抑々中世の文献史料 *source écrite*, なかんずく記述史料 *s. narrative* ならざる文書史料 *s. diplomatique* に拠って、歴史的にもまた実証せられ得る所である。

例えば、第13世紀初葉、Plantagenet 朝第3代の John 王の治世年間、1210年のころに成立を見たと考えられる、William the Conqueror 【以下、征服王と略称】の法章の改訂版たる所の、*Willelmi Articuli Retractati* の第11章には、そこに、

➤ *nullum mercatum vel forum* ◀⁷⁾

なる phrase が見出されるのであるが、此の場合、もともと *forum* が *mercatum* と同じ意味を表わしたであろうことは、右の「征服王の法章の改訂版」の成立に先立つこと凡そ $\frac{3}{4}$ 世紀、第12世紀前半の1115-50年——恐らく Henry I の治世年間の1130-35年に、成立を見たと考えられる所の、Norman Conquest, 1066 【以下、「征服」と略記】以前の、アングロウ-サクソン 【以下、ASを以て表わす】の最後の王たる Edward the Confessor 【以下、懺悔王と略称】の法典の第39章第2条に、

➤ *in mercatis* ◀⁸⁾

なる phrase が見え、その後ほぼ1140-59年に成立したと考えられる所の、前記懺悔王の法典の改訂版 *retractatus* においては右の箇所が、今や、

➤ *in foro regio* ◀⁹⁾

と、改められて居ることに徴しても、文字通り一目瞭然たるものがある、と言わなければならぬ [因みに、➤ *mercatum* ◀は、近代英語の ‘market’ に、そして ➤ *forum* ◀は、近代英語の ‘fair’ にそれぞれ当ることは今更贅言を要しないであろう。なお、最後の出典 ➤ *in foro regio* ◀ は ‘in king’s fair’ の意である。]

5) Cf. *The Oxford English Dictionary* (12 vols.; Oxford, 1933), Vol. IV, s. v. Fair, p. 25.

6) Cf. *Encyc. Brit.*, Vol. X, s. v. Fair, p. 127.

7) *Die Gesetze der Angelsachsen*, herausgegeben von Felix Liebermann (3 Bde.; Halle, 1903-16; Neudruck, Aalen, 1960), Bd. I, S. 491.

8) Liebermann, hrsg. v., *a. a. O.*, Bd. I, S. 670.

9) Liebermann, hrsg. v., *a. a. O.*, Bd. I, S. 670.

以上見たる如く、之を要するに、中世イングランドの市場は一般的に[・][・][・][・]定期的市場 *periodical market* なる概念を以ていま之を悟性的に綜括し得るのであるが、併し乍ら、*market* と *fair* とのあいだには、その量的規定性に於て、そこに一定の差別が存している。即ち、先きに引用せる *Encyc. Brit.* の説明を爰に再度引用すれば、*fair* はひとつの “*greater species of market recurring at more distant intervals*” であったのである¹⁰⁾。別言すれば、*market* は、中世イングランドにおいては現実には先ず以て ‘*weekly market*’ [週市] として現象し、而して *fair* は同様現実には先ず以て ‘*annual*’ な定期的市場として現象したのである。

然らば、*market* と *fair* とのあいだに存するところのものは、果して斯くの如き量的規定性に於ける差別のみに止まったのであろうか。否、私は、此の両概念は、夫々それをひとつの „*Idealtypus*“ として構成した場合、抑々、*weekly market* は、局地的 *local* な・短距離商業 *short-distance trade*; *Nahhandel* に係わりを有ち、夫れに携わる販売者は一面に於て独立の小商品生産者たる・小商人 [= 小売商人] であり、夫れに対して一方、*fair* は ‘*inter-local*’ な——全国的 *national* な・ないし民族間的 *international* な・遠距離商業 *long-distance trade*; *Fernhandel* に係わりを有ち、夫れに携わる販売者は專業的 *professional*; *berufsmäßig* な・大商人 [= 卸売商人] であって、斯くて *market*, *fair* 両者のあいだには、そこに明々白々なる・質的規定性に於ける差別がいま存在する、と考える者である¹¹⁾。而して、その際、より重要なることは、斯かる週市としての *market* と、大市 [年市] としての *fair* と、此の両者の先後関係如何という問題であって、私には、飽くまで、論理的にも歴史的にも、前者が後者の基礎をなしている、と思惟されるのである。

II

週市 *weekly market*; *Wochenmarkt* の誕生は、抑々「征服」以前の A S 時代の末期にまで遡り、第 9 世紀以降第 11 世紀半ばに至るイングランド史上所謂 *Danes* の侵入期、そこに *borough* (*burh*; *burg*) または *port* なる・イングランド中世都市の先駆的なるものが出現したのと、まさに軌を一つにした所の同時的現象であった、と考えられる。かの *Alfred* 大王の子 *Edward the Elder* の第 1 法典 (901-24)、更には又、その子の *Æthelstan* 王の第 2 法典 (*ca.* 926-30) は、単に売買行為 (*ceapian*) は一般的にポルトの内部に於てのみ行わべきことを規定するに止まっている¹²⁾。が、然し乍ら、後者の法典の第 24 章第 1 条には、其処に、如何なる取引 (*cyping*) も日曜日には之を行うべからざることが規定せられており¹³⁾、その場合日曜日が複数形

10) *Encyc. Brit.*, Vol. X, s. v. Fair, p. 127.

11) 拙著『イングランド中世都市の展開』(刀水書房, 1987年), 其の特に 305 ページ以下, 参看。

12) 前掲拙著, 43-4 ページ, 参照。

13) [24, 1] 7 ðæt nan cyping ne sy Sunnondagum; gif hit ðonne hwa dó, polige ðæs ceapes 7 gesylle xxx scll' to wite. (Liebermann, hrsg. v., *Die Gesetze der Angelsachsen*, Bd. I, S. 164.)

—*Sunnondagas*を以て表わされている所よりして、我々は、当時かかる取引の場が、瞭らかに毎週1回特定の曜日に成立する所の週市以外の何物でもなかったことを、知り得るのである。

同時に、此の安息日に於ける売買行為の禁止なることは、いま週市の発生がふかく当代の普遍的信仰—キリスト教と係わり合っていることを我々に物語っているのである。即ち、都市在住の独立の小生産者—手工業者の生産力 = 商品と都市週辺の農村の農民の剰余生産力 = 農産物商品〔その内には農家の副業—家内仕事 *Hauswerk* の剰余生産物も亦含まれる〕とが、いま專業的商人を媒介することなしに直接的に交換せられる場として、抑々週市が、その初め、教区教会の境内・礼拝堂前の広場に於て、勤労者〔=手工業者・農民〕が一般に彼等の本来の仕事〔=生産的労働〕から解放せられる所の日曜日に—弥撒を終えたるあと、自然発生的に成立を見たであろうこと、を、我々に多分の蓋然性を以て推断せしめるのである。

もちろん、当時の *Christian king* たる・歴代のイングランド王が斯かる日曜市の如きものを許容する筈はなく、*Æthelstan* 以後に於ても、かの *Danes* の侵入の前に遂に一時大陸に蒙塵するを余儀なくされた・懺悔王の父 *Æthelred II* は、1014年に発布せる、その第8法典の第17章において、日曜日に於ける取引 (*Sunnondaga cyping*) をきびしく禁止しているのである¹⁴⁾。

而して、斯かる安息日の神聖を汚す所の・週市としての日曜市の開催は、その後「征服」以後においても、封建的な在地権力者の規制を免れることは出来なかった。たとえば、1086年の“*Domesday Book*”【以下、『ブク』と略記】第1巻の *Cheshire* 州の司教座都市 [*borough(burgus)*] ならざる *city (civitas)* の *Chester* 市に関する記述中には、そこに次の如き一節が見出される。『〔『ブク』成立の1086年現在〕いま一人の商人 (*mercator*) にして、一駄の荷 (*trussellus*) を携へて当市に到り、〔*チェスタ*〕司教の役人の許可 (*licentia ministri episcopi*) を受くることなく、土曜日の正午より月曜日に至る間に (*á nona hora sabbati usque ad diem lunis*)、或いはまたその他の何らかの祝祭日に (*aut in alio festo die*)、夫れ〔一駄の荷〕を開きたるときは〔一即ち商品として之を売却したるときは〕、〔*チェスタ*〕司教は〔彼に〕四シリングの罰金を課す¹⁵⁾。』

併し乍ら、立法は、当時イングランド社会の基礎構造において暇々乎として進行しつつあった所の商品流通 = 交換の一般的な動向を、最早阻止すべくもなかったのである。そのことは、おなじ『ブク』第1巻の *Cornwall* における・*Exeter* 司教の所領に属する・*St. Germans* 村に関する、次の如き記述が之を明らかならしめる。即ち、夫れは、先ず『このマナ (*manerium*) には日曜日に開かるる一つの市 (*mercatum*) 存せり (In hoc Manerio erat mercatum in die

14) [17] And Sunnondaga cypinga forbeode man georne be fullan worldwite. (Liebermann, hrsg. v., a. a. O., Bd. I, S. 265.)

15) *Domesday Book, seu Liber Censualis Willelmi Primi Regis Angliae*, ed. by Abraham Farley (2 vols.; London, 1783), Vol. I, folio 263. 【以下、本『ブク』の引用に当っては、*D.B.*と略記する。】

dominico.¹⁶⁾』を以て始まり、次いで『されど、そは[St. Germans 荘園の日曜日]は、其の近傍なる[——北方3マイル余の Trematon の彼の居城 (castrum) に於て同じ日曜日に開かれる所の]、[征服王の違父兄弟の] Mortain 伯 [Robert] の市に依りて[其の会衆を奪はれて]、今や無価値なるものに墮しをれり。(sed adnichilatur redi gitor per mercato comitis Morintonio quod ibi erat proximus.)』と、あるのである。以て、我々は、当時、局地的な定期的市場たる週市の日曜日が事実上 *de facto* 各地において——皆に都市のみに止まらず況く農村地域に於てさえ、簇生しつつあった情勢を想見すべきである。

而して、「征服」以後の・中央の集権的封建国家機構の頂点を形づくる所の Norman 王権も、また一般的にキリスト教会も、もはや日曜日に於ける市場取引を以て一概に不可なりとはせざりしものの如く、夫れが証拠には、征服王は、1070-71年の間に、Winsor城より、Canterbury 大司教 Lanfranc を始め総ての王の封建的臣下たる者に宛てて、一つの公告書 (*notificatio*) を発し、そのなかで、王が、かの「征服」の端緒を成せる所の Hastings 戦勝を記念して其の戦場跡に創建せる、Sussex 州 Battle 在の・Benedict 派の一修道院—St. Martin 修道院に対し、同修道院が毎日曜日に Battle において完全なる市場を開催し得る権限を賦与したること、就いては向後、当該市場に集える者[一販売者・購買者たち]は同僧院の院長並びに平修道僧以外の何者に対しても[裁判に於て]訴答する所の義務なく、同僧院の院長並びに平修道僧はまた神以外の何者に対しても訴答する所の義務なきことを、明らかにしているのである¹⁷⁾。このことに関し、後世第12世紀、Plantagenet 朝初代の Henry II の治世年間—1176年の頃完成を見たる「バトウル大修道院年代記」(Chronicon Monasterii de Bello) は、上記の公告書の趣旨を更に布衍しつつ『彼の教会を守護する所の高潔なる王[一征服王]は、一切の義務を免除せられ完全に自由に (*liberum omnino et quietum*)、何者に依る所の取立てをも蒙ることなく (*absque ullius exactione*)、専ら永代的権利 (*iure perpetuo*) を有する教会並びに修道僧達の管理の下に、バトウルの町において日曜日に一つの市場の開かることを許可し、王の権限もて之を確認したりき (*mercatum in uilla Belli, Dominico die, constituit et regia auctoritate confirmavit.*¹⁸⁾』と、述べている。又、その後 Plantagenet 朝第3代の John 王の治世年間、1201年に Somerset 州の Wells 市に賦与せるチャータにおいて、王は、此の市に『現に其処に在り

16) D. B., Vol. I, folio 120 b. Cf. *Domesday Book*, ed. by John Morris, Vol. 10: *Cornwall*, ed. by Caroline & Frank Thorn, from a draft translation prepared by Oliver Padel (Chichester, 1979), p. 2; *The Domesday Geography of South-West England*, ed. by H. C. Darby & R. Wellton Finn (Cambridge, 1967), pp. 339 f. なお、テキスト中のモルタン伯に関して詳しくは、拙著『イングランド封建制の形成』(新版、御茶の水書房、1977年)、337 ペイヂ、並びに、前掲拙著『イングランド中世都市の展開』、9、319ペイヂ、参照。

17) H. W. C. Davis, ed., *Regesta Regum Anglo-Normannorum, 1066-1154*, Vol. I: *Regesta Willelmi Conquestoris et Willelmi Rufi, 1066-1100* (Oxford, 1913), p. 16, no. 61.

18) Eleanor Searle, ed., *The Chronicle of Battle Abbey* (Oxford, 1980), pp. 84 f.

且つ然^{しか}あることが慣例となりたる如くに (*sicut ibi est et esse consuevit*) 毎日曜日 (*singulis dominicis diebus*) 一つの自由なる市場 (*liberum mercatum*) の開かるべきこと』を、正式に認可している¹⁹⁾。而して同様の「日曜日毎に開かれる市場」は、1207年、同じ John 王が Sussex 州 Pevensey 市のバロンたち (*baronibus*) [一王の直属封臣たち] に与えた所のチャータのなかにも、現われる。即ち、そこで、彼は、彼等バロンたちが Pevensey において、毎年 (*singulis annis*) 7 日間 (*per septem dies*) すなわち (*scilicet*) 洗礼者ヨハネ生誕の日の直前 3 日と [ヨハネ生誕の] 祝祭日 [8月29日] [当日] とそのあと夫れにつづく 3 日間 (*tres proximos ante diem natalem Sancti Johannis Baptistae et ipso die et per tres dies proximos sequentes*) 連続して年に一度開かれる所の大市 (*unus feria*) とならんで、いま毎週 1 回日曜日ごとに開かれる所の週市 (*unus mercatum singulis diebus dominicis*) を、夫れら上記の大市・週市が近隣の大市・週市に対して何ら不法妨害 (*nocumentum*) を来さざるべきことを条件として (*ita tamen quod predicta feria et predictum mercatum non sint ad nocumentum vicinarum feriarum et vicinorum mercatorum*)、開催し得る権限を賦与しているのである²⁰⁾。

然しながら、此の時代、そこには、斯かる安息日における売買に飽くまで反対せんとする志向もまた依然主として教会側に於て根強いものがあつた。

当時、Lancashire 州 East Riding の Howden のもと教区司祭たりし一人物 Roger of Howden は、Henry II, その子にして John の兄にあたる Richard I と、2 代の王に仕官せるのち、1192 年以後郷里に隠栖して年代記 ≪Chronica Rogeri de Houeden, A.D. 732-1201≫ を編纂したが、此の年代記は、就中その 1169 年からその後彼の歿したと想われる 1201 年に至る迄の部分は、近代歴史学の史料批判 Quellenkritik に依つて当代の最も価値高き同時代的記述史料とせられている²¹⁾。いまその伝える所に拠ると、1200 年、大陸 Flaye (Flaix) の修道院長 Eustace が教皇 Innocentius III の特使としてイングランドに渡来し、日曜日における一初²²⁾の売買行為を終熄せしむべく各地に於て精力的に説教を行い、その結果ロンドンその他多くの土地で今や日曜市の廃止を見るに到つた、と云う²²⁾。

而もなお——而もなお、日曜日の週市は、中世イングランド社会に於て竟に全面的に地を払

19) Adolphus Ballard, ed., *British Borough Charters, 1042-1216* (Cambridge, 1913), p. 171.

20) Ballard, ed., *ibid.*, p. 175.

21) Cf. Edgar B. Graves, ed., *A Bibliography of English History to 1485* (Oxford, 1975), p. 431, no. 2903.

22) このことは、此の年代記の刊本——1868-71年、William Stubbs に依つて 4 巻本に編輯せられ、*“Chronicles and Memorials of Great Britain and Ireland during the Middle Ages, published under the Direction of the Master of the Rolls”* (99 vols.; London, 1858-96) 【通称 “Rolls Series”】中に其の第 51 巻として取められた——の、いま第 4 巻 123 ペイジに見ゆる由なれども、筆者は之を見ることを得なかつた。仍つて、姑く Lipson, Salzman の夫々引用せる所に依拠する。Cf. Lipson, *op. cit.*, Vol. I, p. 206; Salzman, *op. cit.*, p. 124. なお、A. L. Poole, *From Domesday Book to Magna Carta, 1087-1216* (Oxford, 1951), p. 76 をも参照。

う迄には到らなかった。〔因みに日曜日の‘Sabbatical sanctity’が窮極的に確立せられるのは、Max Weber の謂う所の 其の興隆期における 近代資本主義の „Heldentum“ の時代—Puritan Revolution の時代に於てである。〕

その場合、皮肉なことには、数多くの日曜市を含む週市が当時事実上教会の統制下に在ったことである。

いまその一例を挙げれば、Gloucestershire 州の Cirencester 市の市場は、元来夫れが此の市の修道院の院長の所有する所であったにも拘らず、第13世紀、毎週日曜日に開かれた、と言われているのである²³⁾。

とは言え、また、さきの Eustace 巡錫の効果が凡そ皆無であったと云うことは出来ない。Lincolnshire 州の, Bolingbroke, Barton, Sleaford その他の町々において、該の町の市場は、1202年、日曜日以外の平日に其の開催日が変更せられ、又その翌1203年には、Staffordshire 州の Lichfield, Newcastle-under-Lyme, Wolverhampton の三市に於ても其の市場の開催日はいま平日に変更せられたのである²⁴⁾。

却説、周知の如く、Canterbury 大司教の選任問題に端を發して教皇 Innocentius III と激しく対立し、教皇に依り、全イングランドの聖務停止 (1208)、彼自身の破門 (1209)、その王位剝奪 (1212) 等の処分に相次いで附せられ、その挙句国土を教皇に献じ更めて彼より之を封地として受くるの醜態を演じたところの King John は、彼の大陸における失地恢復のために起せる遠征軍の編成に當って、課せる所の莫大なる軍役またはその代納金に強く反撥、王に対して今や封建的臣下たるの忠誠義務を破棄して起ち上げられる所のバロンたちの前に、遂に1215年彼等バロンたちの要求する封建的慣習法的權益を保証せる文書—Magna Cartaに署名するの已むなきに立ち到ったのであるが、John が翌1216年歿してその子 Henry III の時代に入るや、此の王の治世の初期、教皇よりの圧迫のいや増すとともに、国内に於ける日曜日修正の動きも亦一段と進展を見るに到った。

即ち、1218年から翌1219年にかけて、今やイングランド全土に亘って、—Hertfordshire 州の Berkhamsted, Berkshire 州の Wallingford, Dorset 州の Wimborne, Hereford 州の Leominster, Suffolk 州の Clare, Northamptonshire 州の Warkworth, その他数多くの土地に於て、夫々その在来の日曜市は、他の曜日—平日に振り替えられたのである²⁵⁾。

併し乍ら、日曜市が中世イングランドにおいて竟に一掃せられるに到らなかったことは既に是れを述べたとおりである。Henry III の次代の Edward I の治世年間、1274-5年、1279-80年の両度に亘って実施せられた所の、かの Domesday Survey, 1086【以下、「D調査」と略記】に次ぐほぼ全国的な調査の公記録—各州の hundred [郡] 毎に行われる陪審 jury 形式の審問

23) Lipson, *op. cit.*, Vol. I, p. 206, note 8.

24) Salzman, *op. cit.*, p. 124.

25) Salzman, *ibid.*, p. 124.

inquisitionの結果打ち出された評決 verdict を集大成せるところの所謂“Hundred Rolls”に拠るならば、1275年、Dorset 州の Abbotsbury においては、その修道院長は、日曜日毎に開かれる市場を所有して居り、その点、Wiltshire 州の Salisbury の司教が同州の Warminster において日曜日市場を所有していたのとまさに揆を一つにする所のものであった。又、Northumberland 州の Tynemouth の小修道院 priory も、1275年の“Hundred Rolls”の時点に於て最近同市に日曜日市場を発足せしめているのであるが、恐らく Salisbury 司教もまた Wiltshire 州の Ramsbury に於て同様に最近その日曜日市場を発足せしめていたであろう、と言われているのである²⁶⁾。

以上、述べ来た所よりしても瞭らかなるごとく、いま、日曜日市場を含めて一般に週市の成立には、法的に、王に依る認可のチャータの発給せられることが、その必須条件をなしていた。即ち、当時、日曜日市場を含めて一般に週市の認可なることは、本質的に王の大権 royal prerogative に属したのであって、その具体的発現形態こそが普通チャータあるいは開封勅書 Letters Patent と称ばれるものに外ならなかったのである。而して、このことこそ、Edward I 時代、一般に国中の特権 franchise また権利 liberty の保有者〔そのうちにはバロンのごとき私人のみならずボロウ・修道院のごとき共同体も亦含まれる〕に対して、「如何なる権限 (warranto) に拠るものなりや」——その保有の根拠を問える所の、かのいわゆる ≧Quo Warranto ≪ の調査 inquiry に際し、王の法律家たち——王に依り各州に派遣せられた巡回裁判 eyre の裁判官たちに依って強く主張せられた所の、まさに其の枢要点であったのであって、彼等は屢屢「王国内の如何なる者と雖も最高の封主たる王あるいはその先任者たち〔一過去の歴代の王たち〕の認可と厚意なくしては、一つの市場も之を有することを許されず」と断言したと言われている²⁷⁾。

而して、斯くの如き王に依る所の週市開設の認可に関しては、此処にひとつ留意すべき点がある。夫れは、週市が抑々その近隣農村との局地的 local なる商品交換の場である、と云う、まさに其の基本的性格に係わる所の点である。我々は、先きに、「ブク」第1巻に記述せられた、Cornwall 州の Exeter 司教の所有する、St. Germans 村の荘園に於ける日曜日市場は、第11世紀、その近傍に存在する所の、Mortain 伯の Trematon の居城に於て開かれる日曜日市場との競争関係に依って甚大なる打撃を蒙り、「今や無価値なるものに墮」するに到っていたことを知ったのである。又、第13世紀初葉、1207年、John 王が Sussex 州の Pevensey 市のバロンたちに与えたところのチャータに依って、我々は、毎年1回8月29日の洗礼者ヨハネ生誕の日を中心にして其の前後の7日間—1週間に亘る所の、‘annual’なる市場たるフェア〔大市=年市〕の夫れと共に、毎週1回毎日曜日における此の市の週市の開催が、近隣の大市また週市に対して

26) Salzman, *ibid.*, p. 125.

27) Lipson, *op. cit.*, Vol. I, p. 201; Salzman, *ibid.*, pp. 126, 128.

飽く迄も「不法妨害」とならざるべきことを其の条件としていたことを知ったのであった。いま、このこと——既存の夫れの勢力範囲に新しく第二の週市を開くことに関しては、第13世紀のイングランドの法曹界を代表したかの Henry de Bracton (†1268) はその「イングランド王国の法並びに慣習論」において、このような第二の週市は「違法なる不法妨害」を構成し、斯かるものがいま既存の週市の $6\frac{2}{3}$ マイルの範囲内に開かれるならば夫れは禁止せらるべきである、と主張して居る²⁸⁾。Salzman は、この Bracton のえらんだ $6\frac{2}{3}$ マイルという距離はなんら特別の意味を有せず根拠なき議論 *fantastic arguments* にもとづくとしながらも、その一般的な原則 *the general principle* は夫れが当時適用せられ得たものであることを認めて居るのである²⁹⁾。即ち、いま Salzman の一特殊研究³⁰⁾に拠れば、時として、都市に交附せられるチャータは、夫れの内部に於て新しい週市の立てられざるべき所の距離を具さに規定して居り、例えばロンドンの場合その限界は7マイルであり、Norfolk 州の Norwich の場合夫れは5リーグ、Wiltshire 州の Devizes の場合夫れは7リーグ、Northamptonshire 州の Northampton の場合夫れは10リーグであったと言われるのである³¹⁾。〔因みに、「リーグ」(league) は、その変動的な性格のゆえに時と場合とに依っていろいろであるが、通例1リーグはほぼ1マイル半に相当した。〕かくて、王の週市開設認可のチャータは一般に「いま若し近隣の〔局地的な〕市場を害する所とならないならば」と云う clause を以て、恒に限定せられていたのであった。

では、王のチャータまたは開封勅書に依って王より週市開催の権限を賦与せられた所の、教会(修道院)・私人(バロン)また都市(ポロウ)は、いま斯かる週市の開催=所有権を手に入れることに依って、抑々如何なる特権的利益を享受し得たのであろうか、——以下、改めて此の点を問題としてみることにしたい。

III

当時、教会(修道院)またはバロンのごとき私人或いはまた一般にポロウが、競って王の認可を勝ち得て週市を開催し之を支配=所有せんと欲したのは抑々かかる週市が彼等にいま有利なる収入を保証する所のものであったからに外ならぬ。而してその収入は、之を大別して財政的

28) Henry de Bracton, *De legibus et consuetudinibus regni Angliae*, ed. by Travers Twiss (6 vols.; London, 1878-83) [Rolls Series, Vol. 70], Vol. III, p. 585—quoted by Salzman, *op. cit.*, p. 128. 但、最近の信頼すべき研究に拠れば、Bracton は、久しく彼の名に結びつけて考えられてきた此の論文の、本来著者ではないらしいとされている。Cf. J. H. Baker & S. F. C. Milsom, *Sources of English Legal History: Private Law to 1750* (London, 1986), p. xxxiii.

29) Salzman, *op. cit.*, p. 128.

30) L. F. Salzman, "The Legal Status of Markets", *Cambridge Historical Journal*, Vol. ii (1928), pp. 205-12.

31) Salzman, *loc. cit.*, p. 211.

収入と裁判収入とに分ってみることが出来る。

週市のもたらす財政的収入の源泉としては、まず第一に市場使用料 toll が挙げられなければならない。是れは、週市において購買せられ販売せられる商品に対して、一般的に賦課される所のものである。

次に掲げる例は、いま、一般的なるボロウならざる特殊なる夫れ——王が一個の封建領主 feudal lord—国内最高の封建領主として所有する封建的所領 feudal estate すなわち王領 royal demesneに存在する所のいわゆる ‘royal borough’ の事例に属するものではあるが、Gloucestershire 州の Tewkesbury に関して、『ブク』第1巻には次の如くある、『テウクスベリにおいては其処に今や〔D調査〕の時点即ち1086年現在〕十三人の都市民たち(burgenses)が存し、彼等は年間二十シリング[＝一ポンド]を〔王に対して〕納めをれり、〔而して其処には又〕〔征服王の〕后〔にして今は亡きマティルダ Matilda〕の初め其処に開設 (constituo) したるところの一つの市場存して、そは十一シリング八ペンスを〔王に対して〕納めをれり (Apud Teodekesberie sunt modo xiii burgenses reddentes xx solidos per annum. Mercatum quod regina constituit reddit xi solidos et viii denarios.³²⁾』と。【なお、今後は、ポンドは£、シリングはs、ペニー(ペンス)はd.と略記することとする。】

先ず此処に最初に現われる——13人の都市民が互いに協力して彼等の連帯責任に於て毎年領主たる王に納める所の「一ポンド」[£1]と云うのは、『ブク』の他の記述箇所では屢々>de gablo terrae<なる限定句を伴って現われる所のもの、即ち、いま土地保有者 tenant たる都市民がボロウの土地保有条件 burgage tenure にもとづいて領主 lord に納むべく義務づけられた地代—burgage rent の範疇に属するところの >gablum terrae < (land-gafol) であるが³³⁾、次に此処に現われる所の——1086年の「D調査」の時点では最早物故していた・征服王のものと后 Matilda が此処 Tewkesbury に〔1083年以前に〕創設したる市場が王に納める所の「十一シリング八ペンス」[11 s. 8 d.]こそは、まさしくいま「市場使用料」を事実上 de facto 現わしているのであって、夫れは『ブク』の他の記述箇所、例えば第1巻の Lincolnshire 州に関する記述中、先ず其の末尾の・同州の東海岸に在る若干の小港に言及せる箇所³⁴⁾、次いで同州の Lincoln³⁵⁾、Stamford³⁶⁾、Torksey³⁷⁾ の三市に就いての記述箇所では、いま明示的に>theloneum<なる形で現われているのである。それらのうち、まず、Lincolnshire 州の北海に面せる東海岸に注ぐ Humber の河口南岸の Barton upon Humber、夫れより少しく川上なる同様

32) D. B., Vol. I, folio 163 b.

33) 前掲拙著『イングランド中世都市の展開』, 8-10ページ, 参照。

34) D. B., Vol. I, folio 375: 375 b.

35) Ibid., Vol. I, folio 336 a.

36) Ibid., Vol. I, folio 336 b.

37) Ibid., Vol. I, folio 337 a.

Humber 河口南岸の South Ferriby の二つの港町に就いての記述は、我々にとって真に興味津々たるものがある、曰く、『パートゥン-アパン-ハンバならびにサウス-フェリビにおいては、〔「D調査」の1086年現在〕〔当時 Folkingham (Lincolns.)の領主たりし〕ジルベールドゥーガン Gilbert de Ghent († ca. 1095)の家臣団(*homines*)が、パン・魚類・皮革その他きはめて多くのものに就きて、彼等が讎梅王時代〔-「征服」前夜の時点〕に取得したる夫れとは異なる所の市場使用料 (*theloneum*) を取得しをれり——夫れら〔商品〕に就きては抑々讎梅王時代に於ては凡そ如何なる物も与へられざりしなり〔——凡そ斯かる市場使用料の如きものは存せざりしなり〕 (In Bertune et in Ferebi accipiunt homines Gisleberti de Gand *theloneum* aliud quam acceperunt, T.R.E. de pane, piseibus, coriis, et aliis rebus plurimis, unde nunquam datum fuit.³⁸⁾』。と。是れと同様な記述は、また、上記の二つの港町よりも遙かに川下の Humber 河口南岸の Grimsby についても見出される、曰く、『ラルフドゥーモートマ Ralph de Mortmer の家臣団並びにロソアルド Losoard の家臣団は、グリムズビにおいて、讎梅王時代には存せざりし所の新たな市場使用料 (*theloneum*) を取得しをれり、されど、ロソアルドは、彼の家臣団が彼のためにそを取得したることを否認しをれり (Homines Radulfi de Mortemer et homines Losoardi accipiunt nouum *theloneum* in Grimesbi quod non fuit T. R. E., sed Losoardus negat suos homines fecisse per eum.³⁹⁾』。と。これら二つの記事は、元来、「ブク」第1巻の Lincolnshire に関する記述の末尾に・言わば附録として加えられた、——「D調査」に際し当時この州の各々の郡 wapentake に存在していた各種の現実問題 (*clamores*) と該の調査に当れる州の陪審官たち jurors—「ブク」にいわゆる *homines qui iurauerunt* に依る所の其の解決 (*concordia*) とをまとめた所の記述のうちの、前者はいま此の州の North Riding 地方の Yarborough 郡に関する夫れの一部、後者はおなじく North Riding 地方の Bradley 郡に関する夫れの一部、を夫々成すものなのであるが、いま此れらの記述の我我に示している所のものは、讎梅王時代には存せざりし所の市場使用料が「D調査」の時点に於て新たに徴せられている事の不法性に関する〔当時の一般民衆の抱いた不満を反映した〕陪審

38) *Ibid.*, Vol. I, folio 375 b. Cf. *The Lincolnshire Domesday and The Lindsey Survey*, ed. by C. W. Foster & Thomas Longley (Lincoln, 1924; Reprinted, 1976), [The Lincoln Record Society, Vol. 19], pp. 214 f.; H. C. Darby, *The Domesday Geography of Eastern England* (Cambridge, 1952; 3rd edn., 1971), p. 84. なおテキスト中の Gilbert de Ghent について、I. J. Sanders, *English Barony: A Study of their Origin and Descent, 1086-1327* (Oxford, 1960), p. 46, 参照。

39) *D. B.* Vol. I, folio 376. Cf. Foster & Longley, eds., *The Lincolnshire Domesday & The Lindsey Survey*, pp. 216 f.; Darby, *The Domesday Geography of Eastern England*, p. 84. なお、テキスト中の Ralph de Mortemer は元来大陸フランスの Seine-Inférieure 出身の Norman 貴族、おなじく Losoard もまた征服王の違父兄弟にして元来ノルマンディの Bayeux の司教 Odo の封臣たるころの Norman 領主。

員たちの事実認定に外ならない、と考えられるのである⁴⁰⁾。我々は、これらの記述を通して、市場使用料がいま如何に古くからイングランドにおいては在地の封建的権力者にとって魅力的なる収入源をなす所のものであったか、を容易に理解し得るであろう。

而して、市場使用料は、その後も、例えば第12世紀の“Winton Domesday”の第2部(1148)の随所に、いま「ブク」における夫れとは少しく異なった綴りで *thelonium* なる形で出てくるが⁴¹⁾、併しながら、我々は、同時に、一方に於て、当時週市の開催 = 所有権者たちに依って、彼等の収入の重要な一源泉をなした所の斯かる市場使用料の免除なることも亦、屢々行われた事実に、注目しなければならない。蓋し、夫れは、彼等がいま自己の局地的な定期的市場に一人でも多くの顧客を誘致せんとして採れる所の方策なのである。例えば、第13世紀の或る裁判記録に依れば、Edward I の治世年間、1285年、Lincoln の司教は、彼の所有する Rutlandshire 州 Lidington [Lyddington] の火曜市が夫れより僅か1リーグしか隔っていない同州の Uppingham の Peter de Monfort なる者の所有するところの永曜市に依って破滅せしめられた旨国王裁判所に訴え出ているのであるが、その際司教はその理由を、Peter がいま市場使用料を免除し、ために商人たちが好んで Uppingham の方に赴いたからであるとなしている⁴²⁾。又、是れより先、Henry III が1246年に Essex 州在の王領の Hadleigh に一市場を開設した際、顧客を吸引せんとして、王は向う3年間如何なる市場使用料をも購買者・販売者より取立てざるべき事を命じた、と当時王の発した封緘勅書 Letters Close は伝えている⁴³⁾。その場合、斯かる市場使用料の免除に対する要望は、当時一般に再販売 = 転売せんがために購買する所の商人に於けるよりも、[彼等の生産物を販売した見返りに]彼等の家庭用品として [都市の手工業製品を]購入・帰宅せんとする所の「農村の人々」‘men of the country’ に於ていま一層熾烈なるものが有った事が指摘せられているが⁴⁴⁾、夫れは、元来かかる市場使用料の徴せらるべき場としての週市の本来的性格——局地的な定期的市場としての週市の性格より当然に帰結せらるべきこととして、我々に依って十分に首肯せられ得る所である。

週市のその開催 = 所有権者たちにもたらす財政的収入の第二の源泉としては、場所代 (*stallagium*; *stallage*) が挙げられる。

是れは、一言以て之を蔽えば、週市の当日臨時に当座の間に合わせべく其処に設置せられる商品陳列台 (*selda*; *stall*, *booth*) の用地に関し、之を保有する代償として、土地の保有 = 占有者たる・陳列台の所有者 = 商品販売者が、週市の開催 = 所有権者に対して支払う所の、地代

40) Cf. Foster & Longley, eds., *op. cit.*, Introduction (written by F. M. Stenton), pp. xxxv-xxxvi.

41) 前掲拙著『イングランド中世都市の展開』, 209-10ページ註(286)ならびに233ページ, 参照。

42) Salzman, *op. cit.*, p. 130.

43) Salzman, *ibid.*, pp. 130 f.

44) Lipson, *op. cit.*, p. 219.

の一種である⁴⁵⁾。その際、上記の商品陳列台を固定せしめるために地面に穴を穿ったり地面を掘り返したりするとすれば、 \gg picagium \ll (picage), いま商品を地べたに直に並べる場合においても \gg terrarium \ll (terrage)と云った、諸種の借地料を支払う⁴⁶⁾。

而して、此の種の場所代は、屢々前述した市場使用料(*thelonium*; toll)と組み合わせられて文書のうえに現われてくるが、夫れはまた、例えば、通行 = 輸送税(*passagium*; passage), 橋梁使用料(*pontagium*; pontage), 商品計量器使用料(*tronagium*; tronage) [*pesagium*; pesage]のごとき、種々雑多なる所の封建的諸賦課 dues, 慣習的諸貢租 customs と屢々並記されても現われるのである⁴⁷⁾。そうして、斯かる場所代がまた、種々雑多なる封建的諸賦課・慣習的諸貢租とともどもに、週市の開催 = 所有者たちに依っていま免除せられる場合のあったことは、先きに我々の見たる市場使用料に於ける場合と同断である。以下、我々は這の間の事情を少しく歴史的文書に即して実証してみよう。

此処に、一つの史料——Henry II が、1155年7月7日—9月29日の間のいつか、あるいは1158年の2月—3月の間のいつか、孰れにしても王がいまWiltshire州のSalisburyに滞在していた期間に、其処SalisburyよりHampshire州のWinchester市に交附したと考えられるところの、一つのチャータが存在するが、夫れには次の如き一節が見出されるのである。即ち、『朕が、朕のウィンチスタの都市民たちに対し、彼等が朕の[外]祖父ヘンリ[一世]王の御代に有せし所の一切の諸特権(*libertates*)並びに慣習的諸貢租[免除の特権](*consuetudines*)を、既に賦与したることを、汝ら[すべて朕が臣下たる者]は心得るべし。而して、朕は、彼等[ウィンチスタの都市民たち]が彼等のすべての譲受け地(*acata*)並びに譲渡抵当(*vadia*)を、曾て彼等がヘンリ[一世]王の御代に最も良く保有(*tenere*)したるが如く、自由に、誉れ高く、当市の慣習に従ひて(*secundum consuetudinem civitatis*), 所持(*habere*)し、保有すべきことを茲に命ずる者なり(*Sciatis me concessisse ciuibus meis Wintonie omnes libertates et consuetudines quas ipsi habuerunt tempore Regis Henrici aui mei. Et precipio quod habeant et teneant omnia acata et vadia sua et tenementa sua secundum consuetudinem ciuitatis ita libere et quiete et honorifice sicut unquam melius tenuerunt tempore regis Henrici.*⁴⁸⁾』と。

45) 前掲拙著, 233ページ, 参照。

46) Salzman, *op. cit.*, p. 88.

47) このゆえに、Maitland は、その古典的な・Edward I 時代以前の英法史のなかで、stallage, passage, pontage, tronage 等をすべて最広義における toll の内に含めて居るのである。Cf. Frederick Pollock & Frederic William Maitland, *The History of English Law before the Time of Edward I* (2 vols.; Cambridge, 1895; 2nd edn., 1898), Vol. I, p. 664.

48) J. S. Furlley, *City Government of Winchester from the Records of the XIV & XV Centuries* (Oxford, 1923), pp. 178 f.; 前掲拙著, 120-21ページ, および127ページの註(144)ならびに註(145), 参照。

然るに、まことに興味深いことは、此の第12世紀中葉 Winchester の都市民たちに対し王に依って賦与せられた所の一般に慣習的諸貢租の免除の特権は、是れより優に約2世紀半の時を隔てて、Lancaster 朝初代の Henry IV の治世年間、1405年11月17日 Westminster に於て作製せられた一つの令状の裡に依然なお脈々として生き続けているのを、我々が見出すことである。即ち、此の令状は、Winchester の都市民たちが、彼等の Henry I 時代に有したる所の一切の特権並びに慣習的諸貢租の免除権、彼等の譲受け地(*acata*; *purchases*) 並びに譲渡抵当(*vadia*; *pledges*) [の保有権]を有すべきことを、しかして、彼等が、市場使用料、輸移出入税(*lastagium*; *lastage*)、場所代、橋梁使用料、通行 = 輸送税、道路補修税(*chiminagium*; *chiminage*)、市壁補修税(*muragium*; *murage*)、道路舗装税(*pavigium*; *pavage*)、埠頭使用料(*quay-vege*) また前出 [69ページ] の *picagium* (*picage*) その他すべての慣習的諸貢租の負担を免除せらるべきことを、命じているのである⁴⁹⁾。

週市のその開催 = 所有権者たちに齎らす所の収入としては、裁判収入——裁判管轄権 *jurisdiction* より必然的に派生する所の収入も亦、尠なからざる意義を有した。

元来、一般に定期的市場は、諸人相集って売買を為す所であるから紛擾が生じ易く、従って安寧秩序を保つ必要から定期的市場の開催 = 所有権者たる所の聖俗の封建的権力者また一般に都市当局者は、「市場の平和」(*Marktfriede*)を命じて、市場ならびにその周辺の地域に特に警戒を加え、市場を整理し、市場に集う顧客たちの安全を図ったのであるが、そこに自ら独特の商業慣習および商行為に関する法律(*Law Merchant*)が生まれ、特殊な裁判所の成立を見ることがとなった——少くとも理論的には、有らゆる市場には、*Quo Warranto*の曰うがごとく其処に市場に伴う裁判管轄権(*judicialia ad mercatum pertinentia*)が存在しなければならなかったのである⁵⁰⁾。かくて、何等かの司法的機能を果すべき機関は有らゆる定期的市場組織の不可欠なる構成要素をなしたのであるが、夫れは、具体的に、いま週市に就いては、*curia de pepouderous* («piepowder court」—「埃り足裁判所」と称せられるもの、即ち是れである。

我々は曾て〔本稿第Ⅱ節〕日曜市の成立に関して Battle 修道院の日曜市の開催を允許せる征服王の「公告書」を援用したる際、そこに、この Battle の日曜市に集う所の販売者・購買者たちは Battle 修道院長・平修道僧以外の何者に対しても訴答する所の義務なく、修道院長・平修

49) A. H. Thomas, ed., *Calendar of Select Pleas and Memoranda of the City of London, preserved among the Archives of the Corporation of the City of London at the Guildhall, A. D. 1381-1412* (Cambridge, 1932), pp. 275 f. なお、*lastage*, *chiminage*, *murage*, *pavage*, *quayage*, etc. については、簡単には Thomas 編の上掲書、276ページの脚註を、より詳しくは、N. S. B. Gras, *The Early English Customs System: A documentary study of the institutional and economic history of the customs from the thirteenth to the sixteenth century* (Cambridge, Mass., 1918) の各所を、参照せられたい。

50) Salzman, *op. cit.*, p. 133.

道僧はまた神以外の何者に対しても訴答する所の義務なきことが規定せられているのを見出したのであるが⁵¹⁾、是れまさしくいま此処に謂う所の「埃り足裁判所」確立の第一歩を劃するものに外ならなかったのである。

第13世紀初葉、Henry IIIの治世年間、1221年、当時の王の巡回裁判官 itinerant justice たちとロンドン市当局者 City authorities とのあいだに取り交わされた尋問・答弁の記録が今日残っているが、その一節には次のごとくある。

『問。シティの〔第十二世紀末葉以来二名存する所の執行官 sheriff の下僚たる〕執行吏 bailiff たちは、此の市に滞在すること叶はずして素通りしつつある所の、いま「埃り足のりびと」(‘pie-powders’) と呼ばれる者たちの、彼等に支払はるべき金銭債務 debts ならびに権利侵害 injuries に関する諸々の訴訟 pleas を能く〔彼等ベイリフたちのみにて〕終結 = 結審せしめ得るや、それとも、彼等〔ベイリフたち〕は〔ロンドン市の古来の人民集会 folk-moot の伝統を負へる所の〕ハスティング Husting〔裁判所〕の開廷を俟たざるを得ざる者なりや。

右に対する答は左の如きものなり。抑々、斯かる諸々の訴答は通常ハスティング〔裁判所〕の外に於ては〔現在〕処理せられてをらず、然れども、以下の如く約定せられ協定せられをり、即ち、将来、〔シェリフの上に立つシティ共同体の最高指導者たる・一人の〕市長 Mayor ならびに〔その配下の〕シェリフたちは、〔第十二世紀初葉以来シティの二十四の区 ward の各々の指導的なる役人として存する〕オールダマン Alderman の二、三の者を彼等の仲間内に加へて、いま若し〔ハスティング〕裁判所が同日に開かれをらざるときは、斯かる訴訟を即刻その日の中に審理するならん、而して裁判は一刻の猶予もなくハスティング〔裁判所〕の外に於て行はるべし (Questio. Si ballivi civitatis possint terminare querelas transeuntium per villam qui moram non poterunt facere, qui dicuntur pepoudrous, de debitis vel injuriis eis factis, an oporteat eos expectare Hustengum? / Responsum est quod non solent teneri extra Hustengum. Sed provisum est et concessum quod de cetero major et vicecomites, assumptis secum duobus vel tribus aldermannis, audiant querelam talem, et statim de die in diem, si curia eodem die non sederit, et sine dilatione fiat justitia extra Hustengum.⁵²⁾)』。

是に由って之を觀れば、ロンドン市に於ては第13世紀初葉、長期に亘って滞留することなき・週市を訪れる所の「埃り足のり」行商人の間に生じたる紛争の解決は、もはや市の伝統的なるハスティング裁判所は是れに関与せず、今や新たに確立を見たる市場裁判所—「埃り足裁判所」

51) 前段、61ページ、参照。

52) Mary Bateson, ed., *Borough Customs* (2 vols.; London, 1904-06) [The Publications of the Selden Society, Vol. xviii; xxi], Vol. II, p. 183. Cf. A. H. Thomas, ed., *Calendar of Early Mayor's Court Rolls, preserved among the Archives of the Corporation of the City of London at the Guildhall, A. D. 1298-1307* (Cambridge, 1924), p. xvi.

が専ら是れを取り扱い、その日のうちに迅速に即決したことが知られるのである。

それでは、上述の如き「埃り足裁判所」に依って代表せられる・一般に「市場に伴う裁判管轄権」(*judicialia ad mercatum pertinentia*)は、斯かる管轄権を把持する所の市場の開催＝所有権者たちにどのような現実的利益を齎らしたのであろうか。夫れに就いて凡その知見を与えてくれる恰好なる史料を、我々は、「征服」以来イングランドの中部諸州地方 the Midlands における最有力な直接受封者＝バロンの一人であった・Meulan 伯の所領に存する典型的な 'seigniorial borough' の一つ——Leicestershire 州の Leicester 市において見出すのである。即ち、此の Norman-French で書かれた文書史料には、そこに、恐らく York 朝初代の Edwerd IV の治世年間の1462-63年の会計年度における、領主たる Meulan 伯の諸々の特権的利得の・金銭的価値の評価額が巨細に亘って記載せられて居るのであるが、いまその一部を抄録してみると、次の如くである、——『此の年、レスタ市は[以下のごとき]価値を有す。……大市の裁判所収入(purchases des courtz des fairs)[として]11 s. 8 d.。[週市の]埃り足裁判所収入(purchases des courtz de pipoudres) [として]£3 5 s. 8 d.。……平和に対し為されし不法侵害の罰金(fines pour trespas faite encontre le peas)[として]£6 1 s. 8 d.。……⁵³⁾』。

IV

ひとしく定期的市場 periodical market の範疇に属するとは言え、週市—weekly market が局地的 local な・主として小商人—小売商人に依って営まれる所の・近距離商業 short-distance trade に係わる夫れであるのに対して、いま 'inter-local' な——全国的 national な・乃至民族間的 inter-national な・主として専門的な大商人—卸売商人 wholesale dealer ; Großhändler に依って営まれる・長距離商業 long-distance trade ; Fernhandel に係わる所の定期的市場、夫れこそが、ほかならぬ大市—fair である。

フェアは、週市とは異なって、原則としては1年に1回、通常少なくとも3日間継続して行われたが、時には6週間、また夫れ以上にも亘るものがあった。而して、フェアはドイツで „Messe“ と呼ばれる所からも瞭らかなように、週市同様その起源に於て中世キリスト教の信仰と深く係わりを有っており、我々が夙に Pevensy の事例に就いて之を見たように⁵⁴⁾、屢々在地の教会のパトロンたる聖者 (sanctus) の祝祭 (festum) を期して——祝祭日当日を中心に其の前後に亘って数日間連続的に開催せられたのである。併し乍ら、その誕生は、週市が前述の如く遙かに「征服」以前の A S 時代の末期にまで溯るのに対して、まず以て「征服」以後のことに属するのである。「ブク」は、纔かに Suffolk 州 Wilford 郡 Aspall 村の記述に際して教区

53) *Records of the Borough of Leicester, being a series of Extracts from the Archives of the Corporation of Leicester, 1103-1603*, ed. by Mary Bateson, revised by W. H. Stevenson & J. E. Stocks (3 vols.; Cambridge, 1899-1905), Vol. II, p. 272.

54) 前段, 62ページ, 参照。

教会との関連で一つのフェア (*feriae*) の存在を指摘しているに止まり、その詳細は今日明らかではない⁵⁵⁾。而して、後段に我々の之を見る如く、フェアがその最も発展した形態—民族的 international な夫れにまで拡大してその盛時を現出するのは、第12世紀に入ってからことに属し、而も斯かるフェアの盛時は早くも第13世紀末には終焉を遂げることとなるのである。

フェアもまた、週市と同様に、いま近隣の既存のフェアに「不法妨害」(*nocumentum*) を来さざるべきことを条件として、王の允許に依って樹立せられたのであるが、一旦樹立せられた暁には、フェアもまた週市同様、其の開催 = 所有権を取得せる者たちに、市場使用料・場所代等等の数多くの財政的収入とともに、大市の裁判所収入——前節末尾に引用せる・Leicester 市の Norman-French で書かれた史料にいわゆる ((*purchaces des courtz des fairs*)) を保証したのであった。

以下、我々は、当代のイングランドにおけるフェアの代表的なるものに就いて、之をその開催 = 所有権者別に概観してみようと思う。

先ずフェアの開催 = 所有権者がいま世俗の封建的権力者—俗界貴族 Lord Temporal である場合。その代表的な事例としては、Lincolnshire 州の Stamford のフェアが挙げられる。——John のチャータの獲得を通じて、1206年以降その borough 自体とともに Warrenne 伯の所有する所となったと推定せられる、此のフェアは、1240年 Warrenne 伯 William 歿してその相続人 John の未だ成年に達し居らざる故を以て、国王 Henry III が自らの封建的宗主権にもとづき直接受封者 *tenant-in-chief* としての Warrenne 伯の爾余の所領ともども当該フェアの後見権 *wardship* を掌握することとなったのであるが、王は、1242年以降、彼自身のフェアの管理官 *wardens* を任命、彼等に命じてフェアから上がる諸利得をフェアにおける王室の買入れ資金に充当せしめた。1247年には、斯かるフェアから上がる所の諸利得の総額は少くとも £93 6 s. 4 d. を降らざる巨額に達し、王は、その内から £60 をいま王室財政を統轄するところの納戸方 *Wardrobe* の費用に割り当て、別に 40 マルク [= £26 13 s. 4 d.] を王自身の乗馬の購入費に充てた。越えて1251年、Henry III は正式に、以後 Stamford のフェアの一切の利得は王の財務府 *Exchequer* に帰属することを宣言したが、Stamford のフェアでの王室の買入れの少くとも一部は、1250年代初期を通じ依然として当該フェアの諸利得に依って賄われたのである。1254年、John Warrenne、いまや成年に達して Stamford のフェアにおける裁判管轄権を爰に恢復するに到ったが、此の Warrenne 伯の Stamford のフェアの裁判管轄権はその後次代の国王 Edward I の治世を通じ存続して、Edward 王は恒に、その自らの Stamford のフェアに拠って富裕なる所の Warrenne 家の財力に基づく強力なる *backup* を贏ち得た、と伝えられる⁵⁶⁾。

55) *D. B.*, Vol. II, folio 418.

56) この Stamford のフェアの記述は最新の此の分野に於ける研究成果、Ellen Wedemeyer Moore, *The Fairs of Medieval England: An Introductory Study* (Toronto, 1985) [Studies and Texts 72], pp. 12 f. に全面的に負っている。

フェアの開催 = 所有権者が世俗の封建的権力者である場合の第二の、——上に見た Stamford の夫れにもまして典型的な事例としては、Lincolnshire 州の、Wash 湾に注ぐ Witham 河口に程近い Boston のフェアがある。抑々この町の・Boston なる名称は、その語尾をなす -ston がいま石を意味する・古代英語の *stan* に由来していて、元来第7世紀 East Anglia の修道院の創始者たる「聖ボトゥルフ St. Botulf (fl. 669) の石の教会」を意味していると曰われ、その起源は遠く A S 時代の極初期に溯り、従来我々の見てきた Lincoln, Leicester, Stamford のごとき・第9世紀以降の Danes の此の地方への侵入の所産たるどころの町々よりも其の町としての歴史は古いのであるが⁵⁷⁾、この町のフェアの歴史は、然しながら、いま第13世紀中葉以前に溯ることは出来ない。そのフェアの所有権は恒に此の「聖ボトゥルフの町」夫れ自体の所有権と不可分なる関連を有したるものの如く、第12世紀初頭まで両者はともに Richmond 伯領として知られる・もと征服王がその甥 Alan に対して行った譲与 grant に端を發する所の・広大なる Bretagne 伯領の一部を形づくっていて、1200年に至る迄ほぼ一貫して代々 Bretagne 伯の保有する所であった。此の町に言及した最も早い文献史料にしてからが常に該のフェアにも亦言及して居る所から見て、Boston のフェアの開設は此の町の早期の繁栄の決定的なる要因をなしたことが知られる。併し、いま「聖ボトゥルフのフェア」に関して我々の有する実証的に確実なる情報はすべて是れ、Richmond 伯領が王の掌中に在った期間に於ける、王室の記録から出ているのである。夫れと言うのも、前述したる初代の Bretagne 伯 Alan から算えて5代目の Conan が1171年に歿すると、跡には娘の Constance が唯ひとり遺されて男継嗣なく、国王 Henry II が Constance の本来領有する所の Richmond 伯領の後見権 wardship を掌握するに到ったからにほかならない〔因みに、この Constance は初め Henry II の息子 Geoffroi と婚しその1186年に他界せる後は、88年 Chester 伯 Ranulf と再婚したが、Henry 歿後の1199年に離縁せられ、三たびフランスの一貴族と婚して夫に先立って1203年にその波瀾に富んだ生涯を終えた〕。

かくて、いま Henry II 時代の王室の財務府 Exchequer の記録“Pipe Rolls”の明らかにする所に従えば、——Henry II が Richmond 伯領の後見権を手に入れた1171年の翌年の1172年において Boston のフェアから上がる王室収入は £67 1 s. 6 d., 1173年には夫れは £22 2 s. 5 d., 1174年には夫れは £10 6 s. 5 d. [この1173, 74の両年度は Henry に対する叛乱に起因して一般に商業活動の不振に陥った年である], 1175年には夫れは £61 7 s. 2 d., 1177年には夫れは £72 14 d., 1182年には夫れは £91 15 s. 4 d., 1183年には £104 19 s. 5 d. と、夫々計上せられて居り、我々はそこに全般的な漸増傾向を明らかに見て取ることが出来るのである。

57) Cf. Eilert Ekwall, *The Concise Oxford Dictionary of English Place-Names* (Oxford, 1936; 4th edn., 1960), p. 54, s. v. Boston; F. M. Stenton, *Anglo-Saxon England* (Oxford, 1943; 3rd edn., 1971), p. 117.

1200年に至って、Richmond 伯領は、爰に、夫れの Constance に依る・彼女の Henry II の息子 Geoffroi とのあいだに儲けた息子 Arthur に対する贈与 bestowal——国王 John の甥に当り、John の即位に際しての王位争奪戦に於て John の有力な rival であった、此の不運なる Arthur に対する Constance の贈与、を経て、最終的に、John の掌中に落ちた。かくして、今や再び“Pipe Rolls”が、Boston のフェアの金銭的価値に関する・我々にとっての貴重なる情報源を構成することとなる。即ち、第13世紀初葉、1212年の頃には Boston のフェアの総収入額は£105 に達し、今や此のフェアは、狩猟用の鳥類—鷹・隼、また大陸フランスの Anjou, Auxerre 産葡萄酒の、取引市場として、国の内外にその名声噴々たるものを有するに到ったのである。

Henry III の治世年間、1218年には、Boston のフェアは、6月24日のバプテスマの聖ヨハネの祝祭日に始まる8日間に、その会期が延長せられた。又、同年の此のフェアの大市裁判所に於ける事件 pleas は、いま王に依って審理裁判 hold せられた。が、結局、Richmond 伯領は Bretagne 家の支配に復帰することとなった。然し、その後1241年、当時フランス王 Louis IX と事を構えていた Henry III の封臣たる所の・Bretegne 家の Peter of Dreux が主君を裏切って仏王方に奔ったために、Richmond 伯領は茲に再び王の手に没収せられ、王后 Eleanor の伯叔父 Peter of Savoy に贈られることとなった。1255年の此の贈与を確認せる所の封緘勅書はいま我々にとって真に注目すべき内容を含んでいる。即ち、Henry III は此の封緘勅書に於て特に取り立てて Boston に言及して、この Boston が、商品計量器使用料 pesage(tronage) [前段69ページ参照]、市場使用料 toll そのほか、諸々の慣習的貢租 customs を伴うところのフェアをいまその内に含むものであることを明らかにし、そうした慣習的諸貢租の一つこそがフェアの内部に於ける総ての市場に対する排他的な裁判管轄権であったことを明らかにしているのである。——Peter は1268年に此の世を去ったが、その時まで Henry III と Bretagne 家との関係は、1260年いまや Henry がその娘の一人の Beatrice を Bretagne 伯の息子 Jean に嫁せしめるほどに、もはや著しく修復・改善せられていた。そして Richmond 伯領は、爰に再びその累代の所有者の手に復帰したのである。第13世紀末葉、1280年、Boston のフェアから上がる総収入は£289 と云う正しく驚異的な数値を示した。そして、その大市裁判所のみを以てしてもいま、科料また罰金と云う形での裁判収入は約£40を算したのである⁵⁸⁾。

然し乍ら、我々に依って此処で特に注目せられるのは、フェアの開催 = 所有権者がいま俗界貴族ならざる・元来 geistlich なるべき聖界貴族 Lord Spiritual である場合である。斯かるものとしては先ず第一に大小の修道院長 abbot; prior に属するところのフェアがあるが、その代表的なものの一つは、St. Ives のフェアである。

58) 以上の Boston のフェアに関する記述も亦、概ね Moore 女史の前掲書、15-6ページの記述に拠り、旁々 Sanders, *English Baronies, 1086-1329*, pp. 140 f. および Maurice Powicke, *The Thirteenth Century, 1216-1307* (Oxford, 1953), pp. 92-7, 235 f. を参照して、是れを補訂した。

St. Ives〔ラテン形—*Sanctus Ivo*〕は、Huntingdonshire 州の州都 county town の Huntingdon の東方5マイルの地点に在り、そのフェアの開催 = 所有者は、Huntingdon 北方の同州の Ramsey の修道院長であって、このフェアは抑々その初め1110年 Henry I のチャータに依って創設せられたものであった。当時 St. Ives は、上記の Ramsey Abbey に属する・Slepe [←OE *slæp*(低湿地の意)] と呼ばれるところの・Ouse 河左岸の一村落で、此の地に於て1001年に Ivo なる第6世紀ペルシアに出た一聖者の墳墓・聖遺物が発見せられたのであった。爾来 Ramsey 修道院長は、このような土地に得てして発生し勝ちな奇蹟を利用、其処に一つの教会と一つの小修道院 priory とを建設して、以て信仰篤き善男善女の此の地への巡礼 pilgrimage を刺衝したが、更に此の村を東へ流れる前記 Ouse 河に架橋することに依って此の地をして今や水陸交通の一要衝一局地的交易の一中心たらしめていたのである。このような状態に在った村落にいま1110年 Henry I は年に一度のフェアの開催を允許したのであるが、併し爰に注意すべきは、フェアはその際明らかに *Sanctus de Slepa* に奉納せられたとは言え、而も決して此の聖者 Ivo の祝祭日—4月24日に直接結び付けられることなく毎年その日の変動する所の復活祭週間の月曜日にその開催の期日が合わされたことである。修道院長のこのような開催日の選択は、該の活動が一時停止する冬季が明けて遍歴商人たちの caravan が再び活動を開始する時期即ち四旬節と復活祭とに結び付く所の、‘a cycle of trade’ が当時第12世紀初葉の時代に既に成立していたことを我々に示唆するものとして真に興味深いものがある。

最初その開催期間が8日間と定められた此のフェアは年々盛大となって、夫れより上がる諸利益は、その成立後ほぼ1世紀を経た John 王の治世年間、1207年には早くも£101の額に達し、1212年にはもはや£180の数値を示した。1213年、王は此のフェアと後述する所の Lynn のフェアとの双方に於て、いま織布前の繊維状態の儘で染色された毛布地 blanket-cloth dyed in grain, 粗い麻布地 sarplers, コール天 cords 等を購入するために合計約£843を支出して居るが、その場合この年の此のフェアの総収入額は£170であった。——以上の数字は、すべて是れ、Ramsey 修道院長の1206-14年の空位期間その所領の諸収入を一手に収めた所の王の側の諸文書に依って、いま明らかとなった数字なのである。

第13世紀中葉には、今やフェアの来会者たちは、その本来の8日の会期が過ぎててもなお3-4週間此の地に滞留するようになったが、恰もその頃から—1249年以降、St. Ives のフェアには、其処に厳密には二人の所有者が存在することとなった。夫れと云うのも、Ramsey 修道院長のフェアは、従来通り毎年8日間の行事として引続き行われたのであるが、然し乍ら、その8日間が過ぎて第九日目が明けると共に、王の役人たちの一団がフェアの場所に現われて従来の修道院長の役人たちに取って代り、以後さらに3週間に亘るところのフェア期間における王の平和 king's peace を宣しフェアの運営を引き継ぐに到ったからである。1252年、時の Ramsey 修道院長 Ranulf は、斯かる慣行に関して王座裁判所 Court of King's Bench に、フェアの王の監視官たち wardens には修道院長のフェアの開催期間中の諸利得・諸特権を蔑し

ろにする如何なる権利も存せざることを訴えて訴訟を起したのであるが、此の訴訟事件の判決の記録は今日残っていないけれども、夫れが修道院長の側に不利なものであったであろうことは、その後も引続いて王の監視官たちが St. Ives のフェアに派遣せられている事実、又、1250年代の大半依然として此のフェアの‘royal section’から生ずる所の諸利益が其処での王の調度その他の購入費に充てられている事実、に徴していま瞭らかであると言わねばならない。結局、1258年に到って、Henry IIIは、Ramsey 修道院長が即金で500マルク [= £83 6 s. 8 d.] を支払い爾今永代的に (*in perpetuum*) 毎年£50を王に納めることを条件として、フェアの全体に対する完全なる裁判管轄権を Ramsey 修道院長に譲与することに同意するに到った⁵⁹⁾。

そのほか、その開催 = 所有権がいま修道院長に属するところのフェアの代表的な事例としては、なお、Cambridge の救癩院 Barnwell Hospital が開催したところの Sturbridge のフェア、或いはまたロンドン北郊 Smithfield の小修道院が開催したところの St. Bartholomew のフェアなどが挙げられるが、夫れらの記述は紙幅の関係上此処では省略に従うことにする。

却説、フェアの開催 = 所有権者が聖界貴族である場合の、大小の修道院長の所有に属する夫れと並ぶいま一つの夫れは、司教のフェアである。斯かるものとして先ずもって挙げらるべきものには、例えば、Norfolk 州の西北部の、Wash 湾に注ぐ Ouse 河の河口に在る、Lynn[今日の King's Lynn]のフェアがある。此の町は、抑々初め1204年同州の Norwich の司教 John の発給に係わるチャータによって、「一切の、オクスフォドの都市民たちの有すると同一の諸特権」(*omnes et easdem libertates quas habent burgenses de Oxeneford*) を有する所の、——「オクスフォドのポロウが諸事万端にわたって有すると同一の諸特権を有する」(*easdem libertates habeat quas habet burgus de Oxeneford in omnibus*) ところの「自由なるポロウ」(*liber burgus*) たることが先ず認められ、次いで同年国王 John の発給に係わるチャータに依って上記の司教 John のチャータの内容が爰に確認せられるに到ったところの borough なのであるが⁶⁰⁾、此の司教の borough におけるフェアの場合、その迎れる運命は我々が先きに見た Boston の夫れとはまさに逆の方向を辿ったものの如くである。——Boston のフェアと此のLynnのフェアとは共に第13世紀初葉のイングランドにおいて極めて重要な定期的市場であった。特に Lynn のフェアの場合、夫れはノルゲ[ノルウェイ]の皮革商 *skinners*、イングランド各地並びにフランドルの服地商 *drapers*、およびフランスのワイン卸商 *vintners* を其処に引き寄せた。そして、夫れは、全国を通じて他に類例を見ない各種の狩猟用鳥類を売り出す所の大市であったのである。ところが、いま Boston のフェアが盛大に赴きその会期が8日に延長せられたとき、そうしてその後第13世紀末葉に至って夫れが猶6月17日の聖ポトルフの祝祭日から8月

59) 以上の St. Ives のフェアについても、Moore 女史の前掲書、13-5ページの記述に全面的に負うている。

60) Cf. Ballard, *op. cit.*, pp. 3, 13, 31 f., 35, 82, 87, 114, 117, 123, 133, 135 f., 142, 147, 150, 188, 196 f., 207.

24日の聖バルトロマイの祝祭日に至る迄も、更には夫れ以上9月中下旬迄も続くようになり始めたとき——そのとき、此のLynnのフェアは俄かに光彩を失うに到ったのである。——夙に1232年に早くもHenry IIIは、Bostonのフェアに來会する所の商人たちに対して、彼等が此のフェアのために割り当てた所の時間以上に長逗留することを禁じ、その代りに彼等がLynnのフェアに赴くべきことを命ずる指令を發し始めていた。王の納戸方Wardrobeは、1270年代を通じてなお未だLynnのフェアにおいて多くの贅沢且つ珍稀なところの・生活必需品以外の物資を見出すことが出来たのであるが、1283年の頃にはもはやNorwichの司教は彼の所有するフェアの会期の変更について王に請願をなす迄に立ち到っていた。是れに対して、時の国王Edward Iは、Norwich司教の請願を容れて、Lynnのフェアの取引期間を、7月20日から2週間と云うのを改めて8月に入っての最初の2週間とする変更を允許したのであるが、それでも此のLynnのフェアは往時に於ける其の卓越した定期的市場としての地位を竟に恢復することはなかったのである⁶¹⁾。

併し、斯かる司教のフェアの代表的なるものとしては、何と云ってもいまWinchester司教の所有に属したSt. Gilesのフェアに如くものはない。

このHampshire州のほぼ中央、Itchen河の中流右岸に位置するWinchesterに抑々West-Saxon族の司教座が設置せられたのは、AS時代の極初期662年のことに属するが、爾來West-Saxonの部族国家tribal state—Wessex王国の発展とともに、此の司教座都市(civitas)たるWinchesterは一個の'royal borough'として成長を遂げて、第9世紀初めWessexに依る全イングランドEngla land [Anglorum terra]の「統一」とともに新王国の首都となり、以後Danesの侵入期を経て、「征服」以降も依然ASの伝統を継承しつつイングランド王国の首都としての地位を保持した⁶²⁾。而して、このWinchester市の東郊・Itchen河の彼岸に屹立するSt. Giles's Hill上のSt. Gilesの教会附近において、いま、毎年9月1日の聖チャイルズ[第7世紀の聖者Sanctus Aegidius—Gilesは元來Aegidiusのフランス語形]の祝祭日を中心に挟みその前日とその翌の日の都合3日間開かれる所の、一つのフェアの開設が征服王の子のWilliam IIに依り時のWinchester司教のWalkelinに対して允許せられたのは、まさに1096年のことであつた。夫れは、その後、上記の赭顔王Rufusの弟たる・次代のHenry Iの治世年間、1110年に、王に依って司教管区bishopricの若干の土地の王領への編入の代償として其の会期が8日間に延長せられ、夫れはまた1136年、Norman朝最後の王Stephenに依って6日・延長[一計14日間]が認められたのであるが、Plantagenet朝成立と共にその初代の王Henry IIはいまStephenのチャータを無視する形で、1155年3月、此のフェアの開催期間を、改めて彼の母方の祖父Henry Iの允許せる夫れの二倍の一8月31日から9月15日までの16日間と

61) 以上のLynnのフェアに関する記述また、Moore女史の前掲書、17ページの記述に全面的に依拠している。

62) 前掲拙著、15-80ページ、参照。

することに定めたのであった⁶³⁾。

当時、Winchesterの毎週1回開かれる所の定期的市場〔週市〕に於ては、この市の市内に於て製造せられる手工業生産物と、この市の周辺の農村から齎らされて来る農業生産物—食料品・原料品との日常的な交換が行われたのであるが〔—短距離商業〕、9月のSt. Gilesのフェアに於ては、1年に一度の販売と購買とが行われて、其処には、ロンドン、中部諸州地方 the Midlands, Lincoln, York といったイングランド国内各地は言うに及ばず、遠く北フランス、ノルマンディ、フランドゥル等の大陸諸地方からも陸続として商人たちが蟻集し来り、各地の様々な特産品—イングランド産の羊毛やフランドゥル産の毛織物等々について大規模なる取引が行われたほか、また穀物・家畜等の農産物も尠なからず大量に取引されたのである。特にいま注目すべきは、このフェアにおいて各種の手工業製品—絹布・金糸・銀糸・ボタン—装飾用真珠、とりわけいま胡椒・サフラン・丁字等の香辛料のごとき、生活必需品ならざる奢侈品の取引が手広く行われたこと、是れである⁶⁴⁾。Henry IIの次代の王 Richard Iの治世の初年、1189年には、St. Gilesのフェアの利得は、すべて£146 8s. 7d.を算えた。以後、Johnの治世を経て Henry IIIの治世に入り、1238, 39両年度のSt. Gilesのフェアの利得の年平均額は£163 17s. 10.5d., 1242, 43両年度のフェアの利得の年平均額は£111 18s. 10.5d., 1250年のフェアの総利得額は£159 1s. 7d., 1259年の夫れは£130 18s. 7.5d., 1260年の夫れは£121 13s. 11d., 1262年の夫れは£104 6s 2d., さらに Edward Iの治世に入って、1280年—£122 15s. 5d., 1281年—£134 16s. 11d., 1287年—£98 14s. 4d., 1288年—£112 12s. 6d., 1289年には£117 3s. 4d.をいま計上したが、£100以上を計上したのは此の1289年が最後であって、以後はSt. Gilesのフェアの総利得額は年々減少する一方で、第15世紀末まで長期的—継続的な漸減傾向を示す。従って、St. Gilesのフェアの最盛期は凡そ第13世紀末を以て終れりとなされねばならないのである⁶⁵⁾。

然し乍ら、St. Gilesのフェアは、一般に教会の権威がそのPrimatを誇示せるところの第13世紀に於ては、正に全イングランドを通じて五つないし六つの大フェアの一つに算えられ、ほぼ Wessex 王国成立の基盤—Thames 河南の地域に限って言うならば、第1級に属する夫れの唯一のものであったのである⁶⁶⁾。

63) Cf. *The Victoria County History, Hampshire*, Vol. V (London, 1912; Reprinted, 1973), p. 36; Martin Biddle, ed., *Winchester in the Early Middle Ages* (Oxford, 1976) [Winchester Studies・1], p. 286 & Fig. 8 facing p. 288; Moore, *op. cit.*, pp. 17 f.

64) Cf. M. Biddle, ed., *ibid.*, p. 286; Moore, *ibid.*, p. 18; Derek Keene, *Survey of Medieval Winchester* (2 vols.; Oxford, 1985) [Winchester Studies・2], Vol. I, p. 263; Vol. II, pp. 1117 f. & p. 1118: Fig. 147.

65) Biddle, ed., *ibid.*, p. 286, note 6; Keene, *ibid.*, Vol. II, p. 1124: Table 55.

66) Biddle, ed., *ibid.*, p. 286; Keene, *ibid.*, Vol. II, p. 1091.

それでは、当時 St. Giles のフェアと中世都市 Winchester との関係は抑々如何なるものであったであろうか。——是れを、我々は、一般にフェアとその開催地の社会との関係——延いては一般に大市と週市との関係、の一つの特殊具体的なる例証たるべきものとして、此処で特に考察してみたいと思う。

毎年 St. Giles のフェアの16日間と云うものは、Winchester 司教の裁判管轄権は St. Giles's Hill を中心として週辺7リーグ〔普通 1 league は約1マイル半⁶⁷⁾〕におよぶ地域に於て真に 'absolute' なるものがあつた。Winchester 司教はその期間文字通りフェアの 'lord' であつたのである⁶⁸⁾。即ち、毎年聖チャイルズの祝祭日の前日8月31日になると Winchester 市を取り囲む市壁 town wall の東・西・南・北の各市門 city gate の鍵は、市当局者より司教に引渡され、司教は臨時に彼自身の市長 mayor, 執行吏 bailiff, 検屍官 coroner 等の諸役人を任命して、フェアの閉会まで各々その職務を管掌せしめた。而して、今やフェアの開催期間中ここに商業独占 monopoly of trade の特権 franchise を行使する所の司教は、フェア以外における一切の日常的な商業活動を厳禁し、之が取締りのために、彼がフェアの開催期間中一時的に Winchester の都市裁判所 city court の機能を代行せしむべく設置したる所のフェア裁判所—'Pavilion Court' を中心として、Winchester よりロンドン, Salisbury, Oxford 等に通ずる公道 highway 沿いに随所に彼の役人を配置して、前記の半径7リーグのフェア地域以外に於て売買される一切の商品を没収せしめたのである⁶⁹⁾。斯くして、Winchester 市内に於ては、フェアの期間中都市民たちは茲に一切の私的な取引を停止するの已むなきに立ち到らしめられたのであつた。1233年には、当時王国切つての権勢を擅まかにせる Winchester 司教 Pierre des Roches は、St. Giles's Fair の会期を24日間に延長したるのみならず、その第1週以後に到着せる商人はすべて司教に一定額の入市料を支払うに非ざればフェアに立ち入ることを許可せず、フェア閉会後に非ずんば Winchester 市内に羊毛・皮革・毛織物等の彼等の商品を搬入することを禁止した⁷⁰⁾。而して、1254-55年には、時の Winchester 司教 Aymer de Valence は、更に百尺竿頭一步を進めて、当時 St. Giles のフェアと此のフェアに渡来する諸外国—とりわけフランドルの商人とを結ぶ決定的な結節点を成したところの Southampton 港にも其の支配の手を伸ばし、Winchester の南方12マイルの Itchen 河口右岸に所在する・Winchester 同様 'royal borough' たるところの、此の臨海都市の都市民とのあいだに、彼等の商業活動を制限する協定を締結するのに成功して、St. Giles のフェアの期間中 Southamp-

67) 前段, 65ページ, 参照。

68) Cf. Biddle, ed., *op. cit.*, p. 287; Keene, *op. cit.*, Vol. II, p. 1115; *The Encyclopædia Britannica*, Vol. X, s. v. Fair, p. 127.

69) *Ency. Brit.*, Vol. X, s. v. Fair, p. 127.

70) Salzman, *op. cit.*, p. 145.

ton に来航する商人は何びとと雖も同地に於て食料品以外の如何なる彼の商品をも買却することなく、之を St. Giles のフェアに賣らすべきこととしたのである⁷¹⁾。

併しながら、いま Winchester また Southampton の都市民たちは、上述のごとき歴代の Winchester 司教の St. Giles's Fair を中心とする商業独占の特権の行使に対して、ひたすら唯々諾々として是れに随順していたのでは決してなかった。そのゆえに、Winchester の歴代の司教たちもまた、安閑として彼等の所有するフェアの諸特権の上に胡坐をかきその賣らすところの諸利益の享受に専念している訣にはいかなかった。元来ともに 'royal borough' としての Winchester また Southampton 両市の誇り高き都市民たちは、いま王の諸利益を代表する所の両市に於ける王の諸役人と提携して、フェアの成功の若干を彼等自身の利益に転化せしむべく強力なる闘争を展開したのである⁷²⁾。その際、その initiative をとった者こそは Southampton の都市民たちであって、彼等は、アイルランド・フランドゥルその他の諸地方から海路この港市に到着する商人に対して、彼等がその St. Giles のフェア行きの予定を変更して此処 Southampton に留まって此の地に於て彼等の商品を販売するよう働きかけたのであった。その結果、第13世紀の半ば、種々なる妥協的協定がいま Winchester の司教と Southampton の都市民とのあいだに、その事前に於てかその事後に於て王権に依る促進・強請を伴いつつ締結せられたのであるが、然し、結局、此の闘争はその実を結ぶに到らなかった⁷³⁾。併しながら、一方 Winchester に於ては、Southampton の場合とは事わかり、王権の司教権に対する反撃は都市民たちの後援の下に、着々として功を奏し、1292年以降、毎年 St. Giles のフェアの終了を見るや、9月16日の朝王の役人たちは茲に Winchester 市における王のフェアの開会を宣言して、St. Giles's Hill を降る商人たちを Winchester 市内に誘い込むことに成功した。その際、王の役人たちが商人たちを誘致する手段として執った方策こそは、いま、司教の夫れよりも低額なる市場使用料 (*thelonium*; toll) の徴収、即ち、パン販売業者からの司教のフェアの場合の週 1 *d.* の徴収に対する 0.5 *d.* の徴収、また、荷車 1 台分の鷲鳥、1 bushel の小麦、その他における、司教のフェアの場合の 0.25 *d.* の徴収に対するその全面的な免除、と云うが如きものであったのである⁷⁴⁾。

以上の簡単なる考察よりしても、我々は、いま、St. Giles のフェアは、中世都市 Winchester に対し経済的には何ら積極的な貢献を果すことなく、その期間に於ける同市の——本来基礎的な生産関係の必然的な発展に由来するところの、商品流通過程の正常なる展開をたとえ

71) Salzman, *ibid.*, p. 145; Collin Platt, *Medieval Southampton: The port and trading community, A.D. 1000-1600* (London, 1973), pp. 58 f., 168. Cf. F. M. Powicke & E. B. Fryde, eds., *Handbook of British Chronology* (London, 1939; 2nd edn., 1961), p. 258.

72) Moore, *op. cit.*, p. 18.

73) Moore, *ibid.*, p. 18.

74) Moore, *ibid.*, p. 19.

一時的にもせよ阻止することに依って、むしろ・負の要因としてはたらいたのである、と斯く一応結論し得るかと思うのである⁷⁵⁾。

75) Cf. Suthan Reynolds, *An Introduction to the History of English Medieval Towns* (Oxford, 1977), p. 59.